ISSN 2186-5647

7-11

日本古代の行政文書の表現

日大生産工　○清水明美　髙澤 弘明

１．はじめに

古代、特に律令制度下にあって、中央と地方が、あるいと地方同士がどのように情報を行き交わせていたのか、近年の資料発見が相次ぐ中で、新たに見直されつつある問題である。

その中でも、石川県加茂遺跡で発見された「牓示札（平安前期）」は、中央の指示が地方の庶民レベルに到達するまでが伺える資料である。この資料は、主に農民の村内での振る舞い、また生活全般を細かく規定しようとするもので、その内容は、特に周知せらるる必要があった。そのために、道に牓示すること、また「口示」することが明示されている。当然のことであるが、庶民には文字を読む層が少なかったため、読み上げて伝える術が必要だったのである。

そのような視点で当時の行政文書を見ると、「使に充てて発遣わす」「子細の事は使いの口上にあり」というような表現が意外に多いことも確認出来る。行政文書は、もともと文字が読める行政官同士で交わされることが前提となっているはずだが、文書のみで、現実に即応していくことは困難であったことが伺える。

一方で、箇条書き形式には「具に録すこと件のごとし」と添えられることもあれば、「具に載すことあたわず」と添えられることもある。全く逆のことがその時々の事情・内容に添えられることとなる。ここに、文字で書けることと書けないこと、返事が必要な場合、不要な場合、もちろん書き手の癖や裁量が反映されるわけである。

これらの文書に遣われる定型的な表現を精査し、当時の「文書行政」と言われるものの一部を明らかにしようとすることが第一の目的である。

次に、行政文書が書かれていく中で、文字で書くことが醸成され、そのことが行政文書以外の表現に波及していくことについて考える。万葉集には行政文書と同時に送られたと明示される歌がある。中でも、箇条書き形式がとられた大伴池主と大伴家持の贈答歌は、書式が行政文書に似せてある点でも興味深い。書簡歌の遊びではあるが、それがどのような背景で書かれ、どのような効果を生み出すものなのか「書簡」に書かれる歌という観点から考察する。

２．駅伝制と「牓示札」について

まず、古代日本の情報伝達について確認しておく。

『大宝律令』「厩牧令（くもくりょう）」では、大路３０里（約１６ｋｍ）ごとに駅家が置かれた。「駅馬」を利用するには「駅鈴」を携行しなければならず、手続きが必要であった。「伝馬」は、律令以前の豪族が持っていた通信手段を再編して整えたものらしく、運用に不明なところもあるが、駅馬よりは気軽に使える制度である。駅馬を使用する場合、急使の場合１日に１０駅以上、通常で８駅以上進むことになっている。

このような制度と、例えば国司が律

Expression of the Japanese ancient administrative document

Akemi SHIMIZU, Hiroaki TAKAZAWA

令の規定内で、どれくらいの頻度京と連絡をとる必要があるのかを推定し、さらに万葉集に残された使いの記録（私的連絡を含む）を勘案すると、予想以上の回数で文書が行き交っていることがわかる。

図１　駅配置推定地

石川県加茂遺跡の「牓示札」は、このような文書行政の中で運ばれた情報を具体的な形にしたものである。８００年代、すでに制度疲労をおこしていた「班田収受の法」であるが、租によってあがる、あるいは出稲によるものを含んだ税収を確実なものにするために、田夫の生活習慣のいちいちまでを細かく管理通達せざるを得ない実情がわかって興味深い。

おそらく、これは文書によって送られたものを、地方の官が采配したものであろう。行政官同士ではこの文書にたいする使いの口上は必要なかったはずである。

復元図

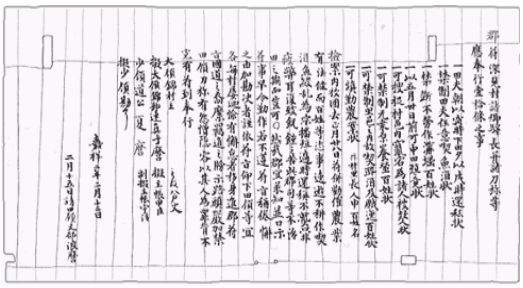

３．正倉院文書から見る行政文書の書式

正倉院文書は、東大寺とその領内でのやりとりが多い。天平宝字６年７月には、主典安都宿禰から、愛智郡司や坂田郡司に、祖米の進上が滞っておりすみやかに進上する旨が伝達されている。これには、同じ三嶋豊羽という使者がたてられているが、坂田郡には子細を口上によって伝えることが添え書きされている。同じ内容で、日付も１０日しか違わない愛智郡にはその添え書きはない。このような差異は、単に書き手の筆遣いなのか、その背景によるものなのか、見極める必要があろう。

近年の研究では、文書主義が言われる律令社会の中でも、オーラルによる情報伝達の幅が広く認められつつある。しかしながら、８世紀段階では、あくまで文書主義を建前としている表現形式が認められるのではなかろうか。それは即ち、「黙読すればわかるように書く」という、大前提があると思われる。

９世紀以降になると、むしろそのような文書主義の信頼性が失われていったとも言える。駅制でも、逓送制がなくなっていき専使制がとられていくようになる。

①　人少初位上三嶋豊羽充使發遣早速進上、令具状、以牒
天平宝字六年七月十六日

②大舎人少初位上三嶋豊羽充使發遣、宜兼察状、・・・但子細者在使者の口上、令具状、以牒
天平宝字六年七月二十六日

４．万葉の書簡歌

ひるがえって、歌はどうだろうか。歌を「黙読すればわかるように書く」のは、至難の業であった。

①　石上遺跡木簡　同じ溝から天武・持統朝（６７２～６９７年）の木簡出土。

留之良奈尓麻久　るしらなにまく
阿佐奈伎尓伎也　あさなきにきや
朝なぎに　来寄る白波　見まく欲り
我はすれども風こそ寄せね
巻七・一三九一

②　徳島県観音寺　歌木簡　　７世紀中期　西暦６８０年代？（層として７世紀後半部分から出土

奈尓波ツ　なにはつ

③　滋賀県宮町遺跡　難波津木簡
７４４年頃　８世紀中期
（奈）迩波ツ尓　／　久夜己能波　由己（母）
阿佐可夜　／　流夜（真）
なにはつに　さくやこのはな　ふゆごもり　いまははるべと　さくやこのはな
あさかやま　かげさへみゆる　やまのゐの　あさきこころを　わがおもはなくに

④　難波宮木簡　７世紀中期の可能性あり。
皮留久佐乃皮斯米之斯　はるくさのはじめのとし

⑤　京都馬場南遺跡木簡　（土器年代から７５０～７８０年）
阿支波支乃之多疲毛美智
あきはぎの　したばもみち
秋萩の　下葉もみちぬ　あらたまの
月の経ゆけば　風をいたみかも
巻十・二二〇五

⑥　秋田城木簡　７世紀中期から後期
７９０年前後？（７３２年から１０００年程度の年紀木簡出土）
波流奈礼波伊（万志久珂波七之）／
由米余伊母波夜久伊和太狭泥止利珂波志／
はるなれば　いましくかなし
ゆめよいも　はやくいわたさね　とりかはし

木簡資料によれば、一字一音で表記する方法が歌表記の通常の方法として採られていたようである。これならば、一応は歌はよめる。
　しかし、万葉集に収められた歌は、当時の木簡の表記法を止めているわけではない。万葉集に採録された歌は、その歌なりに独自の理由によって、あるいは巻の編纂方針によって表記された。

Ａ　越前國掾大伴宿祢池主が来贈たる歌三首
　今月十四日を以て、深見村に到来し、彼の北方を望拝す。常に芳徳を思ふこと、いづれの日に能く休まむ。兼ねて隣近なるを以て、忽ちに戀を増す。加以、先書に云はく、暮春惜しむべし、　膝を促くること未だ期せず、生別の悲しび、それまたいかにか言はむと。紙に臨みて悽断し、状を奉つること不備なり。
　三月一五日、大伴宿祢池主
一　古人の云はく
月見れば　同じ国なり　山こそば　君があたりを　隔てたりけれ
巻十八・四０七三
都奇見礼婆　於奈自久尓奈里　夜麻許曽婆　伎美我安多里乎　敝太弖多里家礼
一　物に属けて思ひを發して
桜花　今ぞ盛りと　人は言へど　我れは寂しも　君としあらねば
巻十八・四０七四
櫻花　今曽盛等　雖人云（人雖云）　我佐不之毛　支美止之不在者
一　所心の歌
相思はず　あるらむ君を　あやしくも　嘆きわたるか　人の問ふまで
巻十八・四０七五
安必意毛波受　安流良牟伎美乎　安夜思苦毛　奈氣伎和多流香　比登能等布麻泥

Ｂ　越中國守大伴家持が報へ贈る歌四首
一　古人の云はくに答へて
あしひきの　山はなくもが　月見れば　同じき里を　心隔てつ
巻十八・四０七六
安之比奇能　夜麻波奈久毛我　都奇見礼婆　於奈自伎佐刀乎　許己呂敝太底都
一　属目して思ひを發すに答へ、兼ねて遷任せる舊宅の西北隅の櫻樹を詠みて云ふ
我が背子が　古き垣内の　桜花　いまだ含めり　一目見に来ね
巻十八・四０七七
和我勢故我　布流伎可吉都能　佐〈久〉良婆奈　伊麻太敷布賣利　比等目見尓許祢
一　答所心即以古人之跡代今日之意
恋ふといふは　えも名付けたり　言ふすべの　たづきもなきは　我が身なり

けり
巻十八・四０七八
故敷等伊布波　衣毛名豆氣多理　伊布須敝能
多豆伎母奈吉波　安〈我〉未奈里家利
　　一　更に矚目して
三島野に　霞たなびき　しかすがに
昨日も今日も　雪は降りつつ
巻十八・四０七九
美之麻野尓　可須美多奈妣伎　之可須我尓　伎
乃敷毛家布毛　由伎波敷里都追
　　三月十六日

このような形式（箇条書き）をする書簡は他に例がなく、明らかに行政文書の形を転用したものである。おそらく、他の行政文書の類と同時に送られたが故に、このような形式が「遊び心」となったものであろう。巻の構成全体との関係も考えられなければならないが、この巻の一字一音表記をとることと無縁ではない。